

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015仙第31号
事故等種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成27年5月3日 15時15分ごろ
発生場所	新潟県新潟市新潟港東区 新潟港東区西防波堤灯台から真方位202°210m付近 （概位 北緯38°01.07′ 東経139°13.82′）
事故等調査の経過	平成27年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 第五みどり丸、17.7トン NG2-1876（漁船登録番号）、個人所有 第220-9453号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船首部に破口を伴う擦過傷 防波堤 なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、新潟県粟島付近の漁場で遊漁を行った後、新潟港東区に向けて約13～15ノットの対地速力で自動操舵により南進した。 船長は、新潟港東区に入航し、防波堤入口に接近したので速力を落とし、手動操舵に切り替えて航行中、左舷船首方に釣りをしながら漂泊している遊漁船を認めた。 本船は、遊漁船に近寄らないよう右転したところ、平成27年5月3日15時15分ごろ右舷船首部が同区西防波堤（以下「西防波堤」という。）に衝突した。 本船は、自力で航行して係留地に戻った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3 海象：波向 北、波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	船長は、ふだんから防波堤入口付近を入出航する際は、右側に寄って航行していた。 船長は、左舷船首方に遊漁船を認めた際、衝突の危険は感じなかったが、なるべく近寄らないようにしようと思い、ふだんより右側に寄って航行しようとした。 船長は、右転した後、西防波堤に気付いたときには、衝突を避けることができなかった。 釣り客は、全員救命胴衣を着用していた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、新潟港東区を南進中、船長が左舷船首方に遊漁船を認めて同船に近寄らないよう右転した際、同船を避けることに注意を向けていたことから、西防波堤に接近していることに気付かずに航行し、西防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、新潟港東区を南進中、船長が左舷船首方に遊漁船を認めて同船に近寄らないよう右転した際、同船を避けることに注意を向けていたため、西防波堤に接近していることに気付かずに航行し、西防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本事故後、船長は、甲板員と2人で本船に乗り組むことにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時、見張りを適切に行うこと。